

平成28年3月29日(火)
さいたま市地方創生推進本部
・成長戦略本部合同会議

さいたま市地方創生推進本部・成長戦略本部合同会議資料

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 総合戦略と成長戦略の一体的な推進のための庁内推進体制の見直しについて

3 報 告

- (1) 平成28年度当初予算等における国庫支出金の活用状況について
- (2) 埼玉県の地方版総合戦略について
- (3) 平成28年度に向けた取組に係る動向について

4 その他

5 閉 会

2 議 題

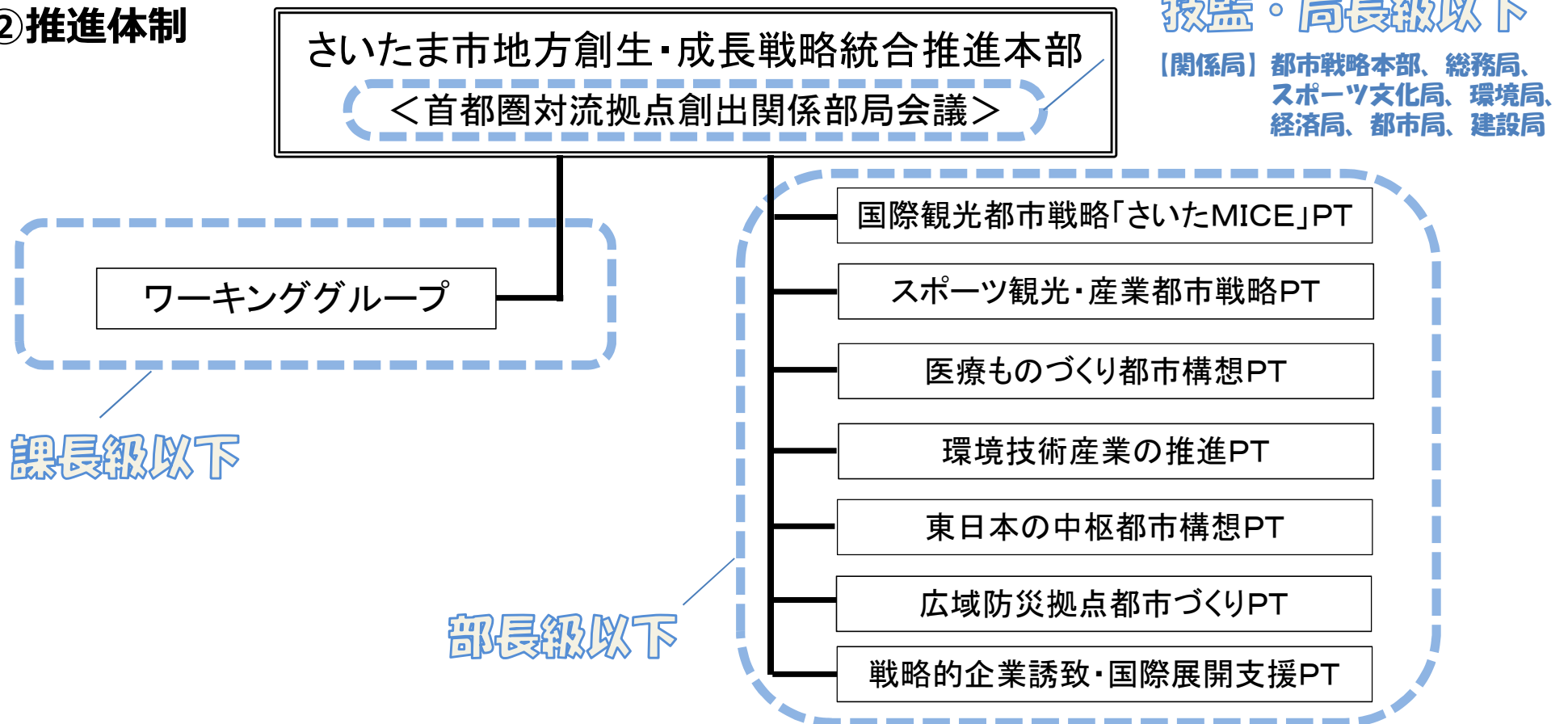
- (1) 総合戦略と成長戦略の一体的な推進のための
庁内推進体制の見直しについて

(1) 総合戦略と成長戦略の一体的な推進のための庁内推進体制の見直しについて①

①ポイント

- ・これまで別に組織していた「さいたま市地方創生推進本部」と「さいたま市成長戦略本部」を統合し、共通の目的を有する各プロジェクト、各事業間の連携を一層深め、一元的に取り組むことにより、総合戦略と成長戦略を強力に推進
- ・本部の下に「プロジェクトチーム」「検討ワーキンググループ」を組織し、目的に応じて各事業を推進
- ・また、首都圏広域地方計画に関連する事業の一体的な推進のため、新たに本部の中に、「首都圏対流拠点創出関係部局会議」を設置

②推進体制



(1) 総合戦略と成長戦略の一体的な推進のための庁内推進体制の見直しについて②

③その他の運用の見直し

- ・ 総合戦略、成長戦略を策定する時期から、個々のプロジェクト・事業の進捗を強力的に推進する時期へ移行してきていることから、個別のプロジェクトや事業に係る議題に応じて、本部員の一部を招集して開催することを可能にする。
- ・ 緊急を要する場合の意思決定を、決裁により行うこともできるようにする。

3 報 告

- (1) 平成28年度当初予算等における国庫支出金の活用状況について
- (2) 埼玉県の地方版総合戦略について
- (3) 平成28年度に向けた取組に係る動向について

(1) 平成28年度当初予算等における国庫支出金の活用状況について

①平成28年度総合戦略関係事業に係る国庫補助メニューの活用状況について

・平成28年3月現在の国庫支出金充当見込額を調査したところ、以下のような状況となった。

局等	総合戦略事業費総額 (千円)	国庫支出金 充当見込額(千円)	主な充当事業(予算額)
都市戦略本部	17,549	0	
総務局	165,228	0	
市民局	545,394	0	
スポーツ文化局	245,738	0	
保健福祉局	14,646,581	557,728	妊娠・出産包括支援センター整備事業(12,215千円)、不妊治療支援事業(283,401千円)、地域包括支援センター事業(935,343千円)、介護予防事業(188,869千円)
子ども未来局	6,015,358	2,280,099	認可保育所整備事業(3,410,801千円)、地域子育て支援拠点整備・運営事業(150,349千円)、子育て支援拠点施設整備・運営事業(219,336千円) 他
環境局	720,504	0	
経済局	1,295,197	14,866	東日本連携・創生フォーラム(35,652千円)
都市局	15,017,406	0	
建設局	32,742,264	0	
10区役所	8,000	0	
消防局	313,779	0	
教育委員会事務局	4,177,821	227,940	チャレンジスクール推進事業(139,424千円)、学校安全ネットワーク事業(114,133千円)、学校施設リフレッシュ事業(1,695,469千円)
計	75,910,819	3,080,633	

(2) 埼玉県の地方版総合戦略について【抜粋】

	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4
基本目標	県内における安定した雇用を創出する～生産年齢人口減少期における経済活性化～	県内への新しいひとの流れをつくる～東京都区部への一極集中の克服～	県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～少子社会からの転換～	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る～異次元の高齢化への挑戦～
基本指標	○就業率 57.7% ○女性就業率（30～39歳）の向上 ○経営革新支援、次世代産業・先端産業支援及び企業誘致による付加価値創出額 1兆719億円	○人口の社会増の維持 ○0歳～14歳の転入超過数の維持	○合計特殊出生率の向上 平成31年 1.44、平成42年 1.78	○健康寿命 男17.51年、女20.18年 ○要介護・要支援認定率（75～79歳） 12.7%未満
主な重要行政評価指標 (KPI) 【抜粋】	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方実践企業の認定数 延べ3,000社 ・新規の企業立地件数 累計250件 ・外国人旅行者数 80万人 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者向け就業支援による就職確認者数 累計12,500人 ・子育て応援住宅認定戸数 累計9,000戸 ・観光消費額（県外からの宿泊客） 32,600円 ・観光消費額（県外からの日帰り客） 6,700円 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療助成件数 8,500件 ・子育て世代包括支援センターを整備する市町村数 63市町村 ・保育所等受入枠 110,152人 ・保育士数 23,913人 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの整備 39,799人分 ・介護職員数 98,000人 ・健康長寿サポーターの養成数 累計70,000人 ・バスの利用者数 227百万人
主な施策 【抜粋】	<ul style="list-style-type: none"> ・女性がいきいきと輝く社会の構築 ・高齢者等の就業支援と雇用の拡大 ・次世代産業・先端産業の振興、農林水産業の振興 ・県内中小企業の支援、サービス産業の振興 ・産業人材の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者を中心とした就業支援 ・子育てに魅力を感じるまちづくりの推進 ・埼玉県の魅力発信と観光の推進 ・移住の促進 ・2020年東京リトル・フットボールカップ、ラグビーW杯2019等を契機とした地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産への支援 ・子育て支援の充実 ・ワークライフバランスの推進 ・若年者の生活安定の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が安心して暮らせる社会づくり ・生涯を通じた健康の確保 ・誰もが快適で暮らしやすいまちづくり ・共助社会づくりと地域連携の推進

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

※ 複数年度（5か年度以内）にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

〔第1号イ関係〕 地方創生事業全般（雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等）

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI（重要業績評価指標）の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕 道、污水处理施設、港の整備

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・ 継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業（＝地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう）

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・ 既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・ 総合戦略を策定した都道府県、市区町村（ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。）

計画の対象事業

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・ KPI（重要業績評価指標）の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件（内閣府令等で規定）

- ・ 寄附額の下限は10万円
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・ 寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容（地方税法、租税特別措置法の改正）

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・ 寄附額の3割に相当する額を税額控除（創設）
→ 現行の損金算入による軽減効果（約3割）とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

（税額控除の具体的方法）

- 〔法人住民税で寄附額の2割を控除（法人住民税所得割額の20%が上限）
- 〔法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）
- 〔法人事業税で寄附額の1割を控除（法人事業税額の20%が上限）